

## 相模原市地域防災計画の修正について

本市の災害対応に係る新たな取組の実施や体制の整備、気象庁における防災気象情報に係る運用の変更、防災に関連する法律の改正や神奈川県地域防災計画の修正等を踏まえ、相模原市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を次のとおり修正します。

### 1 主な修正点(( )内は、修正素案における該当箇所のページ数です。)

#### (1) 本市の災害対応に係る新たな取組の実施や体制の整備に伴う修正

##### ア 避難所等の開設状況等の情報提供に係る「さがみはら防災マップ」の活用について(地-22、風-31)

市内の各種ハザードマップや防災施設等の情報を集約している「さがみはら防災マップ」に避難所等の開設状況及び混雑状況を確認できる機能を追加したことに伴い、同マップを活用した災害時の情報提供について新たに記載します。

##### イ 救援物資受入れ体制の整備について(予-72)

災害時における救援物資の配送体制を迅速に整えるため、民間事業者と災害時における救援物資の配送や受入れに関する協定を締結し、平時からの連携体制を構築したことに伴い、救援物資受入れ体制の整備に関する記載を修正します。

##### ウ さがみはら国際交流ラウンジの運営形態の変更について(予-83・86、地-24・92・93、風-32・104・105)

令和5年4月1日から「さがみはら国際交流ラウンジ」を市主体の運営とすることに伴い、災害時における外国人支援体制に関する記載を修正します。

#### (2) 気象庁における防災気象情報に係る運用の変更に伴う修正(風-10～13)

線状降水帯による大雨の可能性が高い場合における半日程度前からの呼び掛けや、表面雨量指数及び流域雨量指数を用いた大雨特別警報(浸水害)に係る新たな基準値の設定等、気象庁における防災気象情報に係る運用が変更されたことに伴い、同情報に関する記載を修正します。

#### (3) 防災に関連する法律の改正や神奈川県地域防災計画の修正に伴う修正

##### ア 事務・権限の移譲について(予-12・47、風-178・179)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の改正により、令和5年4月1日から同法の規定による事務・権限の一部が都道府県知事から指定都市の長に移譲されることに伴い、液化石油ガス取扱事業所の災害予防に関する記載を修正します。

**イ 盛土の崩落等による災害の防止に向けた対策について(予-33)**

盛土の崩落等による災害防止のための総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土に係る必要な調査や適切な災害防止措置のための指導に関する事項など、盛土の崩落等による災害の防止に関する市の取組を新たに記載します。

**ウ 避難所・避難場所が不足した際のホテル・旅館など民間施設等の活用について(予-66)**

本市ではこれまでも、感染症対策としてホテルなどを避難所・避難場所として活用できるよう事業者との協定の締結を進めていますが、神奈川県地域防災計画において、避難所・避難場所が不足した際の民間施設等の活用に関する項目が追加されたことに伴い、ホテル・旅館など民間施設等の活用について新たに記載します。

**(4) その他所要の修正**

防災に関する用語の整理等に係る所要の修正をします。

**2 今後のスケジュール**

令和5年3月 1日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
30日まで	
5月中旬	相模原市防災会議において地域防災計画の修正の議決